

## 「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」に対する参議院本会議代表質問

2018年6月6日

立憲民主党・民友会 神本みえ子

立憲民主党・民友会の神本美恵子です。

会派を代表して、ただいま議題となりました「文部科学省設置法案」について質問いたします。

「行政がゆがめられた」とは、加計学園をめぐる経緯の中で前川喜平前文科事務次官が語った言葉です。行政は、言うまでもなく国民のために行われるべきものであり、とりわけ教育行政は、政治家や一部の利益者の「不当な支配に服することなく」中立であることが求められています。文科省は、3月に起きた名古屋市立中学校への授業介入問題も含め、官邸や一部政治家の不当介入に服することなく、国民のための教育行政ができているのか、今一度このことを肝に銘じるべきです。

林文部科学大臣にお尋ねします。加計学園獣医学部が認可されるまでの経緯の中で、「行政がゆがめられた」ことはない、あらためて断言できるのか。

「総理との会談はなかったのにあったとうそをついた」という説明について、国民の税金が投入される私学助成の対象である加計学園に対して、まずは直ちに事実確認をし、「会談でっちあげ」が事実であれば私学助成停止など、適切な対応をしなければ国民は納得しないと思うが如何ですか。

一昨日、財務省の公文書改ざん調査結果が発表されました。「国会紛糾恐れ改ざん」と報じられています。国会を欺くための公文書改ざん・廃棄という違法行為、違法行為を強いられ自殺にまで追い込まれ一人の公務員の尊い命が失われた、改ざんに関わり国会で虚偽答弁を繰り返した佐川氏を適材適所と国税庁長官に任命、財務省一連の不祥事の責任を147万円の給与返還、関係職員の処分で済ますことなど到底国民の納得は得られません。

さらに、セクハラ問題についても辞任した前事務次官に対する監督責任はもちろんのこと、麻生大臣自身が被害者をおとしめる発言を繰り返したこと自体がセクシャル・ハラスメント行為そのものであり許されません。

麻生大臣の監督責任、政治責任は重く、セクハラ問題も含め、再発防止の任にふさわしいとは到底思えません。その責任の取り方が国民に問われていますが、麻生大臣、如何でしょうか。

文部科学省設置法案について質問します。

2016年11月に文化審議会が出された答申、「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」が出され、新しい文化庁、新・文化庁をめざして、文化庁の機能強化を図ることとされましたが、それ以前の2016年3月、まち・ひと・しごと創生本部が文化庁の京都移転を決定しています。まず、文部科学省は、この決定までのプロセスの議論にどのように参画し、「文化庁」の京都移転となったのかお示し下さい。

改正案では、文化庁はこれまでの文化の振興という役割に加え、文化に関する施策の総合的な推進という役割を担うこととしております。

まず、第一に、文化庁の考える「文化」とは何かお答え下さい。そして、文化庁はこれまで「文化」を誰のためにどのように振興してきたのかお答え下さい。文化芸術行政の歴史をひもとけば、出版・著作権行政の所管官庁は内務省警保局でしたが、戦後、旧文部省内で社会教育局文化課としてその歩みが新たに始まり、1968年に創設される文化庁に引き継がれました。「検閲」という表現の自由を制限する機関から、文化の創造や育成を主な役割として担ってきた文化庁へと変化してきた歴史を踏まえてお答え下さい。

また、今後文化庁が中心となり、文化に関する各省庁の施策の調整をすることになるわけですが、文化庁の考える「文化」が各省庁と共有されているとお考えですか？

さらに、文化庁が京都に移転し、東京に残る各省庁との距離が離れることになると、相互の連携強化に支障がでる懸念はありませんか。考えられる課題とその解決策について、明確にお答え下さい。

2017年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」には、文化経済戦略の策定や、「稼ぐ文化」の展開が求められています。芸術文化はそれ自体が固有の意義と価値を持ち、豊かな人間性や創造性を育むとともに、感動や共感、心身の健康など多様な恩恵をもたらすものです。安倍内閣の掲げる「稼ぐ文化」、「地方創生」などの国家戦略路線の中で、「稼ぐ文化」だけが優遇され、経済的に利益を生まない文化が切り捨てられることはないのでしょうか。このような政策を推進することは、芸術文化の創作活動を行う方々や実演家の方々の表現の自由を制限することにも繋がりがかねないと懸念をしておりますが、文部科学大臣の見解をお聞かせください。

次に、改正案では、学校での芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を文科省本省から文化庁に移管し、芸術教育の充実を図るとしています。しかし、芸術科目の授業時数は、徐々に減らされてきています。例えば1989年には小学校6年間で418コマあった音楽の授業時数は、2020年の学習指導要領改

定時には358コマにまで減る予定です。このように文化や芸術に関する芸術教科を政府が「軽視」している現状がありますが、文部科学大臣はそのことを認識していますか。また、文化庁に移管することでどのように改善充実がされるということなのかお示し下さい。

改正案では、博物館に関する事務の移管が行われます。博物館は社会教育施設の一部ともされ文部科学省の社会教育課が所掌している部分もありましたが、文化庁に一元化されることとなります。このことによって、博物館は他の社会教育施設との連携をどのように確保していくのか、お答え下さい。また、公民館や図書館など他の社会教育施設からは、今回の法改正と同時期に、社会教育課が廃止されることに懸念の声が寄せられておりますが如何ですか。博物館は、文化庁の下へ移管されますが、地域学習推進課の中に社会教育施設担当を置き、地域学校協働推進室、青少年教育室、家庭教育支援室などが設置されると伺っています。文科省のその目指すところはどのような教育行政なのかお示し下さい。

冒頭、述べたように、京都への文化庁の移転は、様々な側面からの議論を経て決定されました。そして、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」となり、文化芸術の振興だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野をその範囲としていますが、その文化芸術行政を司るのが新・文化庁です。その先行移転として、2017年4月に、地域文化創生本部が設置されておりますが、地域文化創生本部の活動によって得られた知見はどのように今回の法改正に活かされたのでしょうか。具体的に得られた成果と、今後への課題をお答え下さい。

併せて、地方創生の一環として、徳島への移転が計画された消費者庁が消費者行政の実証フィールドと位置付ける「消費者行政新未来創造オフィス」の状況と消費者庁の移転の今後の見通しについてお尋ねいたします。

最後に、申し述べます。地方創生のための文化庁の京都への移転という目的が、文化庁の文化芸術行政の総合的推進という目的と両立するには、まだまだ多くの課題があるのではないのでしょうか。本日議題となりました文部科学省設置法の一部を改正する法律案の審議では、安倍政権の打ち出す成長戦略に振り回されないよう、文化資源活用という名の「稼ぐ文化」、経済優先により、文化芸術の価値が損なわれることのないよう、文科省が文化芸術行政のあるべき姿をどう考えているのかをしっかりと確認し、文化芸術をすべての人たちが享受し、その力を発揮できるような文化行政を求め、質問を終わります。